

入会届書の「任用形態」と任用根拠規定について

任用の際の辞令書に記載されている任用根拠規定と「任用形態」の関係は次のとおりですので、入会届書記載の際に参考にしてください。

- ① 地方公務員法第22条の2 ⇒ 「会計年度任用職員」
- ② 地方公務員法第22条の3 ⇒ 「臨時的任用職員」
- ③ 地方公務員法第28条の4 ⇒ 「再任用職員」
- ④ 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号
⇒ 「その他任期付職員」
- ⑤ 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号
⇒ 「臨時的任用職員」
- ⑥ 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第3条
⇒ 「臨時的任用職員」
- ⑦ 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条
⇒ 「その他任期付職員」